

平成25年 教育委員会第14回定例会 会議録

日 時 平成25年 8 月27日（火）

午後 3 時00分～午後 4 時53分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

- (1) 『議案第26号』 千代田区立九段中等教育学校学則の一部改正

【指導課】

- (1) 『議案第27号』 平成26年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択
(2) 『議案第28号』 平成26年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前期
課程教科用図書採択
(3) 『議案第29号』 平成26年度使用 特別支援学級F教科用図書採択
(4) 『議案第30号』 平成26年度使用 中等教育学校後期課程教科用図書採択

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 千代田区子ども子育て会議設置

【子ども施設課】

- (1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

【児童・家庭支援センター】

- (1) 平成26年度入学に向けた就学相談

【学務課】

- (1) 学校におけるアレルギー疾患対策

【指導課】

- (1) ふれあい月間報告
(2) いじめ防止対策推進法施行に伴う対応
(3) 平成25年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育
(4) 平成25年度 音楽鑑賞教室実施
(5) 今後の千代田区の中等教育の在り方に関する検討会

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 中間まとめ

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子

教育長	山崎 芳明
-----	-------

出席職員（10名）

子ども・教育部長	大畠 康平
次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
子ども支援課長	亀割 岳彦
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長	それでは、開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。 ただいまから、平成25年教育委員会第14回定例会を開会します。 本日、欠席は……
事務局	ちょっと遅れております。
近藤委員長	そうですか。田中参事（子ども健康担当）は、遅れて出席ということのようです。 今回の署名委員は、古川委員にお願いいたします。

◎日程第1 議案

子ども総務課

（1）『議案第26号』千代田区立九段中等教育学校学則の一部改正

指導課

（1）『議案第27号』平成26年度使用 千代田区立小学校教科用図書採択

（2）『議案第28号』平成26年度使用 千代田区立中学校・中等教育学校前
前期課程教科用図書採択

（3）『議案第29号』平成26年度使用 特別支援学級教科用図書採択

(4) 『議案第30号』平成26年度使用 中等教育学校後期課程教科用図書採
択

近藤委員長	それでは、日程第1、議案に入ります。 議案が全部で5件ございます。 議案第26号、千代田区立九段中等教育学校学則の一部改正について子ども総務課長より説明をお願いします。
子ども総務課長	それでは、議案第26号、千代田区立九段中等教育学校学則の一部を改正する規則についてご説明いたします。 この改正の趣旨と申しますのは、現在ここの資料にもございますように、九段中等教育学校の学則におきまして、編入学、こちらが後期課程進級時に限り認められるという形になっております。しかしながら、こうした形ですと、例えば九段中等に入学しまして、1年、2年を九段中等で過ごす、その後、親御さんの転勤に伴って海外へお子さんも一緒に出ていき、また今度、高校生になった後、また千代田区に戻ってきた、その際に九段中等には戻れないという、現状ではそういった規定になっております。 こういったことが、例えば説明会等の際に、そういった海外転勤の場合にどういう対応ができるのかということで、たびたび質問等があるという事情もございまして、そういった場合の取り扱い、これを後期課程進級時に限ったことではなく、教育上支障がないと認められるときには編入学ができるという、そういった形に改めるという、規則改正でございます。 規則の内容は、今ご説明しましたとおりで、こちら現在の規定にございます「後期課程進級時に限り、入学を許可する」を「その者が学校に在籍していた場合に限り、入学を認める」に改める、こういった形の改正でございます。 施行日は、平成25年9月1日とさせていただきます。 説明は以上です。
近藤委員長	まず、聞いたほうがよろしいでしょうかというか、ご質問ありましたらどうぞ。
中川委員	言葉の使い方ですが、読んだときに、「その者が学校に在籍していた場合に限り、入学を認める」という、この「学校」というのが、やっぱり九段中等なのかどこなのかというのがわかりにくいなと思ったんですけども。
近藤委員長	お願いします。
子ども総務課長	こちら、この条項だけを見るとわかりづらいものがありますけど、九段中等教育学校の学則の第1条におきまして、学校については九段中等教育学校を指すということで定義されておりますので、それを受けてということで「学校」という文言を用いております。
中川委員	はい。
近藤委員長	確かに、今、中川委員が指摘した部分というか、その第1条がわからないでこれを見ていると、何か過大解釈をすると、その欠員募集的な形までずっ

	と読めてきてしまいますが。
	第1条、今手元にありますか。もしあったら、ちょっと読んでいただけるとありがたいなと思います。
子ども総務課長	申しわけございません。ちょっと今、手元に条文がないので、例規集をご用意して、準備させていただきたいと思います。
近藤委員長	では、先へ進みます。
子ども総務課長	すみません、ございました。
近藤委員長	はい。
子ども総務課長	第1条、「この学則は、千代田区立九段中等教育学校（以下「学校」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする」というふうに規定されております。
近藤委員長	今の文言で、この「学校」もそれを指すというふうに言い切れるんですかね。
子ども総務課長	続きまして、第2条は、「学校の名称及び所在地は次のとおりとする」。第3条は、「学校は、中等普通教育及び高等普通教育を一貫して実施し」というふうに、以下も九段中等を指す場合には「学校」という文言を用いております。
近藤委員長	わかりました。 そのほか。 どうぞ。
市川委員	この在籍していた者が、入学のときの区分ですね、AかBかということには関係なく、在籍していたから入れると、こういうことになるんですか。それとも、何かその辺の条件があるんですか。
近藤委員長	どうぞ。
副参事（特命担当）	当然この区分に基づいて、A区分の方が区内に戻ってきた場合には……
市川委員	いいですよとして入れると。
副参事（特命担当）	ええ。Bの方は、都内でしたらいいですよと、そういうふうになります。
市川委員	ということは、今80人になっていますよね、A区分。この数値は、戻ってきても変わらないと、そういうことを言うんですね。
副参事（特命担当）	はい。
近藤委員長	ほかにご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。
	（なし）
近藤委員長	特にないようですので、議案第26号について採決をします。 賛成の方は挙手願います。
	（賛成者挙手）
近藤委員長	全員賛成につき、決定することとします。 次に、議案第27号、平成26年度使用千代田区立小学校教科用図書採択について指導課長より説明を願います。
指導課長	議案第27号、平成26年度使用千代田区立小学校教科用図書採択について説明申し上げます。

この議案の提案理由ですが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、区立小学校の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

平成26年度に使用する小学校の教科用図書につきましては、法令の規定により、採択内年度に採択したものと同一のものを採択するということになっております。そこで、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条では、義務教育諸学校で使用する教科用図書は、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択することとされております。議案第27号に示されているとおりでございます。

政令で定める期間は、同法施行令第14条で4年と定められております。小学校におきましては、平成22年度に採択替えを行っておりますので、平成26年度まで、同一教科用図書をこの教育委員会で採択することになっております。

議案は、採択年度に採択したものと同一の採択方法の教科用図書の一覧となっております。

こちらの27号、ご確認をいただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

近藤委員長

ご説明があったとおりです。採択年度に採択されたものと同一の教科書ということで、ただ、手続上、毎年同じような形を踏むということだと思えます。

ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、特にないようですので、議案第27号について採決をします。賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第28号、平成26年度使用千代田区立中学校・中等教育学校前期課程教科用図書採択について指導課長より説明を願います。

指導課長

議案第28号をご覧いただきたいと思えます。

この議案につきましても、小学校同様、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条及び第14条の規定に基づきまして、中学校・中等教育学校前期課程の教科用図書を採択する必要があるためでございます。

小学校と同様で、採択替え年度に採択したものと同一のものを採択する、さらに政令に定められておりますとおり、4年間同じものを使うものでございます。中学校におきましては、平成23年度に採択替えを行っておりますので、平成27年度まで、同一教科用図書をこの教育委員会で採択することとなっております。

議案28号にございますとおり、お示ししてありますのでご確認いただき、ご審議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

近藤委員長

ありがとうございます。

これも前議案第27号と同じ考え方でございます。採択年度に採択されたものと同一教科書、平成23年採択、平成24年からということですか。それで、平成27年度までは同じ教科書ということです。

ご質問はよろしいですか。いいですか。

(な し)

近藤委員長

特にないようです。

議案第28号について採決をします。

賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第29号、平成26年度使用特別支援学級教科用図書採択について指導課長より説明をお願いします。

指導課長

はい。議案第29号をご覧ください。ステープラーどめになっている議案でございます。

これからお願いいたしますのは、現在、千代田小学校と麴町中学校に設置されております特別支援学級で使用する教科用図書についてご判断いただくものでございます。

学校教育法附則第9条及び同施行規則第139条の規定により、特別の教育課程による場合や教科により当該学年用の検定教科書を使用することが適切でない場合は、それぞれの学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができることになっております。

特別支援学級に在籍する児童・生徒は、その発達の状況が非常に多様でございますので、単年度ごとに子どもの発達段階や学習状況に適した教科用図書を使用できるようにするという事で、毎年度、1年ごとに採択をお願いしているところでございます

特別支援学級設置校で調査研究した結果につきましては、7月23日の教育委員会でご協議いただいたところであり、このたび選定候補一覧を議案として申請させていただいております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

近藤委員長

特別支援学級在籍の子どもたち、多様な状況があるから単年度採択ということで今ご説明がございました。

ご質問ありましたら、どうぞお願いいたします。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、議案第29号について採決をします。

賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

近藤委員長

ありがとうございます。

全員賛成につき、決定することとします。

次に、議案第30号、平成26年度使用中等教育学校後期課程教科用図書採択について指導課長より説明をお願いします。

指 導 課 長	議案第30号、ステープラーどめになっております議案をご覧ください。 本議案は、中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の採択をお願いします。 中等教育学校の後期課程で使用する教科用図書の選定は、都立高等学校同様、中等教育学校の後期課程の教育課程が生徒の実態が非常に多岐にわたりますので、学校長の権限と責任で教科書を選定することとなっております。 本区においては、区立九段中等教育学校長が選定したものをこの学校を設置する教育委員会が毎年度採択するという仕組みとなっております。所定の手続を踏み選定したものを7月23日の教育委員会でご協議いただいたところであり、このたび一覧として議案とさせていただきます。 九段中等教育学校の特色ある教育課程、また生徒の実態に応じた教科用図書が選定されておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
近 藤 委 員 長	ありがとうございます。 これも今ご説明があったとおり、中等の後期課程、いわゆる高等学校の部分というのは、子どもたちの実情に合わせて学校長が選定する、しかも毎年ということです。資料として出ているものが、学校で選定し、報告があったものということですね。 ご質問いかがでしょうか。 どうぞ。
中 川 委 員	こちらの選定理由の中に、難易度が本校生徒の実態に即している、適しているということが出てきますが、難易度というのを九段中等はどのようにとらえていらっしゃるのかなと思ったのが1つです。
指 導 課 長	九段中等教育学校の生徒の学力の実態等を考えますと、比較的上位の子が多くおります。ですので、通常の一般的なレベルより少し上というようなところでも選定をしているところでございます。 ただ、教科によっては、その難易度を少し下げているというようなところもありますので、教科あるいは生徒の実態によって学校で判断しているものでございます。
中 川 委 員	それから受験に関係するからなのかもしれませんが、数学のⅠ、Ⅱ、Ⅲというのを4、5、6学年で履修することになっていて、その他に数学のA、Bというのを4、5学年で履修することになっているのもありますが、それは、文系と理系のコース別などで、こういうふうに分かれているのでしょうか。
指 導 課 長	当然4年生、5年生になりますと、理系と文系コースに分かれまして、数学のⅠ、Ⅱ、Ⅲは4年生、5年生全てで履修はする予定になっていますが、数学の中でも内容面が若干違っておりますので、そういった形で選択するために数学A、B、それぞれ4年生、5年生という形になっています。
中 川 委 員	生徒に合わせてということですか。
指 導 課 長	選択が、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲにつきましては4、5、6年生で全て履修はするのですけれども、理系に分かれたときに数学A、数学Bを履修する生徒さんも出

	てきますので、全員が数Aをやるというものではないのですけれども、一応4年生として採択をしていただくという形になりますので、そういった理由です。
近藤委員長	よろしいですか。 それでは、議案第30号について採決をします。 賛成の方は挙手を願います。 (賛成者挙手)
近藤委員長	全員賛成につき、決定とすることとします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(1) 千代田区子ども子育て会議設置

子ども施設課

(1) 九段小学校・幼稚園施設整備について

児童・家庭支援センター

(1) 平成26年度入学に向けた就学相談

学務課

(1) 学校におけるアレルギー疾患対策

指導課

(1) ふれあい月間報告

(2) いじめ防止対策推進法施行に伴う対応

(3) 平成25年度 千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育

(4) 平成25年度 音楽鑑賞教室実施

(5) 今後の千代田区の中等教育の在り方に関する検討会

近藤委員長	次に、日程第2、報告に入ります。
	初めに、子ども総務課長より報告を願います。
子ども総務課長	では、千代田区子ども・子育て会議条例、こちらについてご報告申し上げます。 資料、千代田区子ども・子育て会議条例についてという資料、ホチキスどめの資料をご覧ください。 まず最初に、1番、背景としまして、子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部を改正する法律及び児童福祉法等の改正を含む関係法律の整備等に関する法律）、これら三法の成立に伴いまして、市区町村に合議制機関としての地方版子ども・子育て会議の設置努力義務が課されたということが背景としてございます。 1枚めくっていただきたいんですが、2枚目に今申し上げました子ども・子育て関連三法、昨年の8月に国会で成立したのですが、こちらの法律の趣旨と主なポイントを記載させていただいております。 三法の趣旨としましては、保護者が子育てについての第一義責任を有する

という基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するというのが、これら法律の趣旨となっております。

次に、主なポイントとして、3点記載しております。

まず、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付の創設ということが1つのポイントとなっております。こちら若干わかりにくい表現ではございますが、今現在、社会問題ともなっております、いわゆる待機児童問題、こちらに対応するためにこういったこども園、幼稚園、保育所等、さまざまな教育の施設、さらには小規模保育と、いわゆる家庭的保育とか事業所内保育等、こういった多様な保育を組み合わせまして、そういった待機児童対策、こちらについて対応していく、そういったことを狙いとしているところでございます。

それから、丸2番、認定こども園制度の改善、こちら幼保連携型認定こども園の改善等となっております。

これまで、こども園、いわゆる幼稚園に保育所の機能をつけ足したような、そういった形の中でこども園制度が運営されてきたわけですけど、そういったものを、最初の点にございますように、認可・指揮監督等の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ、さらには、現行の幼稚園、保育所からの移行は義務づけないということになっております。義務づけはいたしません政策的な形で促進していく、そういった形で、幼保連携型、教育と保育の一体的な推進、こういったことを進めていこうという、そういった趣旨でございます。

3番目に、地域の実情に応じた子ども・子育て支援ということです。

こちらもちょうとわかりにくい表現ではございますが、いわゆる子ども・子育てのいろいろなさまざまな施策、括弧内にありますが、利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、こういった子ども・子育てを支援するための13種の事業が法定されておりますが、これらにつきまして、それぞれの市区町村で充実させながら、さまざまな子育て対策を実施していく、そういったことが内容となっております。

1枚めくっていただきまして、裏側になります。

ただいま申し上げましたような子ども・子育て支援、これらにつきましては、基礎的自治体、市区町村が主体となっていくということになっております。市区町村が、まずそれぞれの地域のニーズを調査いたしまして、それに基づき計画を策定し、その計画に従って、計画的に事業を実施していくという、そういったことが義務づけられております。国と都道府県は、その実施主体となる市区町村をサポートしていくという、そういった役割となっております。

こちらの施策に必要な財源につきましては、消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久的財源の確保を前提としております。

3番目の丸ですけど、これまで、今、子ども園のところでも申し上げまし

たが、幼稚園は例えば文科省、保育園については厚生労働省、そういったいわゆる縦割りの推進体制をなくしまして、政府、内閣府に子ども・子育て本部を設置して一体的な推進をしていこうという、そういったことが内容になっております。

それから、最後に、本日の主題となっております子ども・子育て会議の設置ということで、国には有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者、これらの代表者を集めまして、子ども・子育て会議というものを設置しております。こちらの会議は既に設置されて、活動を開始しております。市区町村にも同様の機関、合議制の機関（地方版子ども・子育て会議）、こちら市区町村につきましては努力義務という形ですが、法令によりまして設置することが、努力義務ではありますが義務づけられているという、そういった背景がございます。

もう一回、最初の資料に戻っていただきまして、第2番の目的、「子ども・子育て支援施策の形成、実施過程において保護者をはじめとする多様な主体の意見を反映させるため、千代田区子ども・子育て会議を設置する」、こちら国の子ども・子育て会議と設置目的は同様でございます。

根拠といたしましては、子ども・子育て支援法77条ということで、こちらに、市区町村においてはこういった合議制の子ども・子育て会議を設置するよう努力義務が課せられている、そういった状況でございます。

条例案の概略ですけど、まずこの会議が何を行うかということですが、所掌事務ということで、①から④まで記載しております。

まず、特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を述べること。特定地域型保育事業の利用定員の設定について意見を述べること。ちょっとここ、わかりにくいんですけど、平たく言ってしまうと、保育園とか学童クラブとか、そういったものの利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議の意見を聞いてくださいという、そういったことになります。③「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び変更に関し意見を述べること。先ほど申し上げましたように、この子ども・子育て関連三法におきまして、子育て施策を実施していくに当たりまして、子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられております。この策定に当たりましては、この会議の意見を聞き、また計画の変更等をする場合にも同様にこの会議の意見を聞かなければいけないという、そういったことになっております。4番目としましては、区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。こちらわかりにくい表現ですが、区の子ども・子育て支援施策、こちら全般的について意見を述べるという、そういったことを内容としております。

次に、組織となっておりますが、こういったメンバーがこちらに入るかということなんですが、これは、子どもの保護者、事業主代表者、労働者代表者、子ども・子育て支援事業従事者、さらに学識経験者、こういった中から30名以内程度を目安にメンバーを選定しまして、区長が任命する、そういっ

た形で構成していきたいと考えております。

委員の任期は2年です。

庶務は、私ども教育委員会事務局の子ども総務課で行います。

施行は、議案の議決がありまして公布された日からということになっております。

5番目の設置方法というところにございますが、こちらにありますように、「千代田区次世代育成支援推進会議を発展的に継承する形で設置」とございます。今現在、千代田区におきましては、区の子ども・子育て支援施策、いわゆる次世代施策について全般的に意見を述べ、またそちらの全般的な計画となっております次世代育成の行動計画、こちらについて、いわゆるPDCAサイクルを回していきます際のさまざまな意見を述べていく機関としまして、千代田区次世代育成支援推進会議が設置されております。こちらの会議と今後設置されます子ども・子育て会議につきましては、その役割においてかなり重複する部分がございますので、この支援会議を母体としまして、必要なメンバー等を加え、さらに法令等必要な整備をいたしました上で、子ども・子育て会議という形で発展的に継承して設置するという、そういった形を考えております。

以上が子ども・子育て会議設置条例の概略ですが、最後に、その他としまして、2つございます。

この子ども・子育て会議の最も大きな当面の目標というのが、子ども・子育て支援事業計画、こちらを策定することとなっておりますので、その策定についてのスケジュールをここに簡単に書いております。

最初に、地域のニーズ、子ども・子育て、保育等についての需要を調査するために、ニーズ調査というものを今年度中に行いたいと考えております。その上で、「量の見込み」とありますが、これはつまり、例えば保育とか学童とかそういったものにどの程度の希望があるか、どの程度の需要があるかという、そういったものを算定するという意味です。その上で、その需要を見込んで、「確保方策」とありますが、それに対してどういった対応をしていくかということを区の計画に盛り込んでいくという、そういった形になります。例えば先ほどの保育の例で言いますと、現在あります認可保育所でどの程度の保育ができるのか、あるいはそれに家庭的保育等をどうやって組み合わせしていくのかとか、そういったことを計画案に盛り込んでいくという、そういった意味でございます。最後に、計画案を確定いたしまして、これに従いまして、最速で平成27年度から実施されるということになっておりますので、平成27年度からこの計画に基づきまして、区の子ども・子育て支援事業を実施していく、そういった形になっております。

最後に、今後の課題として幾つか挙げてございますが、ここに挙げた以外にもさまざまな課題等ございますが、今回この新しい制度が発足するに当たりまして、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、その他子ども・子育て支援事業に係る設置運営基準等いろいろございますが、例えばここにあり

ますような保育施設、あるいは学童クラブ等の設置基準、そういったものを条例で定めなければいけないことになっております。

それから、この子ども・子育て支援給付支援事業を全般的に管理するための情報システム、こちらの導入が予定されております。

そのほか、さまざまな課題等、これから出てくると思いますので、そういったものを解決しながら、こちらの会議の意見を聞きつつ、子ども・子育て施策を実施していくという、そういった内容になっております。

この子ども・子育て会議設置条例を今般の第3回千代田区の区議会定例会に議案として提出させていただきますので、今回教育委員会にご報告という形で、出させていただきます。

長くなりましたが、ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございますか。よろしいですか。

どうぞ。

市川委員

この会議で議論することになっていなさそうなんですけど……、しかし、一番、この話をもう大分前、1年以上前にこの会議で聞いて、話し合いがあったと記憶しているわけですし、それから既設のこども園等についていろいろ意見なんかを聞くチャンスもあったわけなんですけれども、やっぱり問題は、1つの同じ子どもを対象にして、幼稚園と保育園という、幼稚園、保育園ということよりも、幼稚園の教諭とそれから保育園の先生、それから子どもたちに、保育の面からとそれから幼児教育の面と両方やってこられた、それがやっぱり1つの大きな問題であって、もうちょっと具体的に言うと、それが全てとは申しませんが、待遇の問題があるんでね。幼稚園は教育職ですからその待遇を受けるし、保育園の保育士さんというのは区の職員ですから区の給与に従って給料を支払うという、こういうことがあるわけですし、やはりそういうことはもう、こども園の園長さんなんかのお話を聞いてみても、それは何とか話し合いで、今まで特に問題になったことはないとか、問題が起こればいろいろと議論してきて、今のところそういう問題はありませぬというような話も聞かされてはいるんですけども、千代田区の場合なんかはもう、こども園が3つもできているわけですから、今後そういう方向に恐らく行くんだろうという、1つぐらい例外で、うちは幼稚園だけでやっていきますという幼稚園が出てきそうな気もするんですけども、それはともかくとして、全体の話として、そういうことが起こってくるんだろうなという気がするんでね。

ただ、この法律にそういうことは書いていないので、前はちょっと頭出しをするような形で、保育園、幼稚園という先生の区別じゃなくて、こども園の先生という形で免許なりなんなりを出していくんだというような話だけの話だったんですけど、そういうことがあったんだろうというふうに記憶しているんです。その辺のことは、法律でここまでしか書いていないし、それについていろいろ言いたいことがあったら言ってくださいみたいな、今のところ

近藤委員長
子ども総務課長

ろ何とも言いようがないんでしょうけれども、やはり今後の問題として、そういうことを教育委員会がやる以上は、そういう大きな問題があるんですと、待遇の問題と免許証の問題、これをぜひどこかで——これは事務局がやるようになっているんですか。なかなか議論されることはないんでしょうけれども、ぜひそういう話も問題意識としては、教育委員会としてはあるんだということをはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

どうぞ。

ただいま市川委員からご指摘ございましたが、まず第1点目としまして、当初のこちらの関連三法の案ですと、必ずこども園に移行しなければならないというような、そういった議論もあったわけなんですけど、現在成立したものにおいては、必ずしもこども園に移行しなければならないということではなくなったという、そういったことがございます。

ただ、委員ご指摘のように、現状、千代田のこども園のように、いわゆる幼稚園プラス保育所のような形をとっておりますと、確かに保育士さんと幼稚園の教諭、待遇と免許と違いますので、そういった違いというのはありまして、今後、千代田型のこども園を含めまして、この認定こども園に移行していくかどうかというのは、また改めて議論する必要があるかとは思いますが、そのこども園に移行していくメリット等も、またなかなかはっきりしないところがございまして、そういったものが明確になった上で新たに議論していきたいと考えております。

それから、免許のことですが、現在、国から来ております説明によりまして、こども園に従事する場合は、幼稚園教諭と保育士の資格の両方が必要だということで、片方しか持っていない方については、ここ何年かの間に積極的な免許の併用促進のための措置をとっていくという、そういったことが言われております。

ちょっと情報提供的なことしか現状ではできませんが、今のところそういった状況になっております。

教 育 長
子ども総務課長

保育教諭というのは……。

そうですね。将来的には、幼児教育を全般的に行える保育教諭の制度、そういったものをつくっていくという、そういったこともまた議論されているところではございます。

市 川 委 員

現状については、恐らくそういうことなのでしょうけどね。先進自治体なわけですよ、千代田区というのは、この件については。だから、それにふさわしいような議論を進めていただきたいなということをもとめとして申し上げておきたいなと、そういう意味ですから、よろしくお願いします。

近藤委員長

そのほか。

どうぞ。

中 川 委 員

ちょっと一言つけ加えさせていただきますけども、千代田区は今、市川委員がおっしゃったように、先進的にやっているんですけども、幼稚園教諭とそれから保育士さんの立場の違いで、例えば講習を受けさせたいが、同じよ

近藤委員長

うにできないということもあるようです。園長先生たちがいろいろ工夫していらっしゃるようですが、その辺をもうちょっと、千代田区なりのやり方というのを、それは考えたほうがいいんじゃないかなと思います。

またニーズ調査というのがありますけれども、この辺も、保護者や何かのニーズだけじゃなくて、どうしたらよくなるかというのを、園長先生とか保育に当たっている方とか、そういう方からも伺うことは必要じゃないかなと思います。

ありがとうございます。

いろいろと課題がといていましょうか、出ているようではありますが、今後どうぞよろしく詰めていただければというふうに思います。

そのほかございますか、ご意見。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

なければ先へ進みたいと思います。

それでは、次に、子ども施設課長より報告をお願いします。

子ども施設課長

九段小学校・幼稚園施設整備についてですが、口頭にて報告いたします。

前回7月23日の教育委員会で、基本設計業務について、公募型のプロポーザル方式により提案募集を行っている旨ご報告いたしましたが、その後の進捗についての報告になります。

7月19日に参加申し込み受付を締め切り、そこで参加申し込みがあったのは10者、その10者に対して提案書の提出を要請しております。8月16日金曜日締め切りで9者から提出がありました。

今後は、その提出された提案書、書類の審査を経て、上位5者を選定する第一次審査、それからその第一次審査を通過した参加者に対してヒアリングを実施し、そのヒアリングと提出書類を総合的に評価して、最優秀提案者並びに次席者を選定する第二次審査を行う予定で、9月の中旬には最優秀提案者が選定される予定でございます。

以上です。

近藤委員長

きょうは、特に資料は。

子ども施設課長

きょうは、特に資料はございません。口頭にてご報告させていただきました。

近藤委員長

はい。

ご質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

なければ先へ進みます。

次に、児童・家庭支援センター所長より報告をお願いします。

児童・家庭支援センター所長

平成26年度の入学に向けた就学相談について、私のほうからご報告させていただきます。

まず、就学相談の目的ですが、お子さんの就学について心配な保護者、具体的に言いますと、お子さんの発達の状況や障害の状況によって、よりよい環境が受けられるように、専門的な立場から助言をして、お子さんに

とってどんな学校での教育環境が必要かということを保護者と一緒に考えるというのが目的になっております。

2 番目ですけれども、就学相談の進め方で、小学校入学についての就学相談について、今年度より大きく変更したいと思っておりますので、ご報告させていただきます。

まず、変更する理由ですけれども、平成24年12月に子ども発達センターさくらキッズを開設いたしました。それによって、従来の障害と言われている肢体不自由児ですとか知的障害児へのお子さんに個別指導を行っていたんですけれども、それに加えて、軽度の発達障害をお持ちのお子さんが多く通ってきて、専門的な指導を受けるようになりました。それに伴いまして、就学時健診の前に、在籍園ですとか保健所の5歳児健診のほうから軽度の発達障害のお子さんがさくらキッズへつながってくるケースが大変多くなっております。

現在、年長児のお子さんは、35名のお子さんが通ってきておりまして、そのうち33名は在籍園や保健所からの紹介でつながっているお子さんでございます。さくらキッズができたことによって、小学校1年生までの継続的な指導ということができるようになって、小学校との連携を図れるようになってきたところでございます。そのため、軽度の発達障害の子が増えたということもありますので、平成26年度の入学に向けては、本当に適正就学先を検討しなくてはならないお子さんの就学相談というものと、そうではなくて、適正な就学先としては通常学級ですけれども、お子さんが学校に入学するに当たって、お子さんの特性ですとかを学校のほうに支援を継承していくという、2つのグループに分けて行うことというふうに考えております。

昨年度の例で申し上げますと、昨年の年長児のさくらキッズの利用者は54名で、そのうち就学相談を受けたお子さんは16名です。ですので、そのほかの就学相談を受けなかった38名のお子さんについては、全て通常学級に行っておりますので、今回はそういったお子さんを対象にして、ぜひさくらキッズの情報を支援、継承というふうに伝えていきたいと考えております。

進め方ですけれども、就学相談につきましては、①のところをご覧ください。7月5日号の広報誌で既に周知しております。7月から保護者の就学相談を受け付けているところで、現状では、小学校入学に当たっては3名のお子さんの申し込みを受け付けております。申し込みを受けた後に、必要に応じて発達検査をとったりですとか、在籍園のほうに訪問してお子さんの様子を観察させていただき、あるいは保護者とお子さんは特別支援学級とか支援学校を、必要に応じて見学や体験をしていただきます。その後、9月以降になりますけれども、小グループでの集団の行動を観察させていただいて、その後、5番目のところですが、就学委員会の専門部会を9月から11月に何回か行わせていただき、最終的には12月18日に就学委員会の全体会を開きまして、適正な就学先を出しまして、それを1月に保護者に説明し、同時期に学務課にご報告する予定になっております。

裏面をご覧ください。

その後、学務課から就学の決定通知が保護者に届きまして、就学する学校が、特別支援学級やあるいは都立の特別支援学校となった場合には、改めて見学や体験を必要に応じてしていただくことになります。その後、就学先の学校に情報提供をするという流れになります。

今回は②の支援継承のところが新たに加わる場所ですけれども、まず10月にさくらキッズの利用者の保護者に周知をいたします。その後、保護者からの申し込みに応じまして、就学支援シートを配付いたします。これは現在フォーマットを作成中ですので、新たなシートができましたら、また情報提供させていただきます。そのシートについては、10月の校園長会でも情報提供しまして、保護者が記入した後、児童・家庭支援センターにお申し込みをいただき、センターから在籍園とさくらキッズにシートの記入をお願いし、就学先が決定した後に、それぞれのお子さんの就学する学校に支援シートをセンターからお渡しいたします。学校がそれを見て、必要に応じて保護者やお子さんと面接をしていただくという流れになっております。

その後の中学校の入学については従来どおりで、変更はございません。

私からのご報告は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。

どうぞ。

古川委員

軽度の発達障害のお子さんが増えていて、そのための支援継承のみの場合ができたということなんですけれども、発達障害の度合いが、支援継承だけでいいのかそうでないかというのは、申し込みが保護者になっているので、保護者側と支援センター側とで意見が違ふところがあると思うんですが、そういう場合は。

児童・家庭支援センター所長

就学相談というのはあくまでも保護者のお申し込みが前提なので、強制することはできないんですけども、一応就学相談に乗せたいお子さんというのは、IQで言うと、75以下のお子さんが愛の手帳の4度、軽度の取得ということになりますので、一応その辺を判定基準とします。ただ、平均としてIQが75でも、お子さんによってはWISKの検査をとったときに、でこぼこが激しいお子さんがいます。そういうお子さんについては、IQが75より、平均的に例えば80とか85とかあったとしても、さくらキッズの専門の職員のほうで判断をしまして、なるべく就学相談というほうに乗っていただくように、お声がけをしていきたいと考えております。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、先へ進みたいと思います。

次に、学務課長より報告を願います。

学務課長

お手元の学校におけるアレルギー疾患対策について説明いたします。

学校（園）における児童・生徒のアレルギー疾患対応については、平成20年度から文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて対応しているところです。

すみません、裏面を見ていただきたいと思います。

こちらが、そのガイドラインに準拠しました千代田区教育委員会のアレルギー対応についての基本方針等でございます。アレルギーの調査票により、毎年、全児童・生徒に対して症状の有無を確認して、その結果、保護者と学校関係者等で話し合いを持って、アレルギー対応が必要な場合はアレルギー対応をしていくというものです。

右の図、ちょっと不鮮明で申しわけないんですが、アレルギー対応が必要な場合は、1人1人の除去食あるいは代替食を明確に、そのお1人お1人に対してつくっていくといったところが千代田区の今までの対応でございました。

すみません、表面に戻っていただきたいと思います。

このような中、他の自治体で重要なアレルギー事故の発生がございました。それを契機に、東京都等は再発防止を図るための取り組みとしていろいろ検討を重ねてまいりました。今回、都教育委員会が予防体制と緊急対応に関してガイドラインを補完する対策をまとめております。区教育委員会としても、子どもたちの健康に大きくかわる取り組みであるため、ガイドラインの再確認とともに、学校、幼稚園、こども園、保育園でガイドラインを補完した食物アレルギーの「予防体制」と「緊急対応」に取り組んでまいります。

四角囲みのところが今回のガイドライン補完の主な取り組み内容でございます。2点ございます。

「「予防体制」の確保」ということで、3つございます。児童生徒の正確なアレルギー状況の把握、校内体制の確保、教職員の役割の明確化、あと、養護教諭等のアレルギー研修受講者を中心に校内研修を実施していただくといったところでございます。

まず、1点目と2点目については、ページが打ってございます。1ページという、1枚めくっていただくとございます資料をご覧いただきたいと思います。

「学校における緊急時（アナフィラキシー発症時）の対応～ガイドライン補足～」といった資料でございますけれども、これに基づいて行っていただくということでございます。文字が小さくて申しわけないんですけれども、ここの一番左上になります。「平時からの備え（全教職員に徹底すること）」ということが書いてございます。

まず1番目に、「各学校に「食物アレルギー対応委員会」（アレルギー対応について検討する会議）を設置する」といったところでございます。これは、従来のガイドラインにもうたわれていたところなんですけど、より明確に具体的に記してございます。特に、メンバーについては、学校の管理職の先

生を中心に、各アレルギーに関係する職員が中心になって行っていただくといいところだと思います。想定される場面としましては、①給食ということの主になろうかとは思いますが、②、③、④といったところも、そういった場面想定もしていただいて、備えていただくといいところだと思います。

「緊急時対応のフローチャート」が右にございますけれども、こういったところを常時意識していただいて、緊急時に対応していただくといいところでございます。

すみません、1面にお戻りいただいて、2番目の「緊急対応」の確立でございます。緊急時の役割分担の明確化が1つ、柱になっております。

これについては、恐れ入ります、4ページ、「学校給食における食物アレルギー対応役割分担表」といったものがございます。これの右側に、「例示」と打ってございますけれども、この例示に基づいて各学校（園）におかれましては、この緊急時の役割分担を明示していただいて、緊急時に対応していただくといいところが1点でございます。

恐れ入ります、また表面に戻っていただいて、2本目の柱になります。日頃からの緊急対応シミュレーション実施が1つの柱になってございます。

これについては、食物アレルギー緊急時対応マニュアル、これが5ページからになっておりますけれども、これに基づきまして、アレルギー症状への対応の手順とか、いろいろと緊急性の判断、対応とか、事細かく入っております。このマニュアルに基づきまして、ページの2ページ、3ページ、緊急時対応カード（対応チェックシート）、（記録用紙）というのが入っております。これを対象のお子さんごとにつくっていただいて、それぞれ教職員の先生方、共有して緊急時に対応していただくといいところが主な内容になっております。

なお、こちらの取り組みについては、東京都教育委員会による10月末時点での、これは予定でございますけれども、表面を見ていただいて、米印がついている場所、食物アレルギー対応委員会の設置状況とか、あと、校内での研修実施及び日頃からの緊急対応のシミュレーション実施、これについて、実施状況の確認をさせていただくといいところがございます。ですので、9月2日からの2学期に一度このような委員会を立ち上げていただいて、シミュレーション等をして、緊急時に対応を図っていただく準備をいただくといいところでございます。

また、今回、こちらには資料としておつけしていないんですけれども、学校給食における食物アレルギー対応上の注意点という文書も発出されておまして、その内容でございますけれども、これは保護者へのアレルギー対応の確認の中で、学校が対応できる一般的な例を事前に明示して、場合によっては、学校給食設備や人員体制の制約から、一律に希望を受け入れることは危険を伴うことを理解してもらうよう努めるといったことが入っております。これは、広範囲にわたるアレルギーをお持ちの児童・生徒には、除去食とか代替食では対応ができない。そういった対応をすると、逆に危険性が増

してしまうということで、お弁当等の持参を促すといったところが主な内容でございます。

なお、本件は、この都教育委員会から東京都の医師会への協力依頼は既に済んでいるところでございます。本件については、2学期から各施設で対応をいただくために、学校（園）につきましては、9月3日の校園長会で再度説明してまいる所存でございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長 ありがとうございます。

学務課長 ちなみに、区内での該当する児童・生徒というのは何人ぐらい。

近藤委員長 小学校・中学校合わせまして、対応人数が109名いらっしゃいます。

学務課長 109名。

学務課長 一番多いところが、とある小学校なんですけど、35名対応しておりますので、そういった状況でございます。

近藤委員長 ありがとうございます。

近藤委員長 ご質問はございますか。

近藤委員長 どうぞ。

市川委員 今、小学校と中学校の話だよね。幼稚園や保育所はどうなっているんですか。

学務課長 幼稚園、保育園もこれに準じた形で行っていただくとということで…

学務課長 …

市川委員 いいえ、そうじゃなくて、どのぐらい子どもがいるか。

学務課長 子どもですか。アレルギー対応でございますね。

市川委員 資料がなければいいんです。

学務課長 保育園、こども園、幼稚園——幼稚園は、千代田と昌平、給食を出しているところなんですけど、45名いらっしゃいます。

市川委員 エピペンを備えていない学校なり幼稚園の対応というのか、そういう措置というのはあるんですか。

学務課長 基本的に、エピペンは、これは医師の処方が必要で、それぞれ該当する子どもたちは、携帯、もしくは携帯できない小さなお子さんに関しては園でお預かりするといった状況でございます。常備ということはございません。

市川委員 ございませんって、それで死んだらどうするんですか。

学務課長 ですから、医療機関でどういったアレルギーが発症するかというのを事前に医療機関にかかっていたいただいて、それで、そのエピペンも処方していただいているといった手続をとって……

市川委員 ということは、できるんでしょう、要するに。備えつけることはできるんですか、できないんですか。

参事（子ども健康担当） できないと思います。

市川委員 できない。

参事（子ども健康担当） 患者さんに処方するものなので、誰も患者がいなくてそこだけあるという……

市川委員 だって今、百何人もいるというんだから、患者さんがいないということはないでしょう。患者じゃないにしても。

学務課長 エピペンをお持ちの方が、七、八人いらっしゃるんですが、この方は、ショック症状、アナフィラキシー症に至るような比較的重度の方がという診断でもって、エピペンを子どもたちに常備しているといったところです。

市川委員 あと、その109人のうち、ほかの子どもたちは、それほどの、比較的症状が重症という形では出てこないというお子さんでございます。

市川委員 いや、死んでからじゃ間に合わないんですね、変な話だけど。調布の話でも、調布の教育長さんはこの区にいた方なんですね。だから、話を聞くことが、幾らでも聞こえると思うんですけどね。

学務課長 もう一つの疑問は、仮に学校に置けないとしても、使えないと困るんですよね、子どもがもう、そういう状況じゃなくなって、症状が出てきちゃった場合に。使えない場合に誰が使うのかって、これも医師法か何かで、学校の先生が誰でも使っていいということにはならないんでしょう。

学務課長 こちらは、一応ことしの2月に研修をさせていただいているんですが、これ教職員が基本的には対応できるといったところでございます。

市川委員 いや、基本的にできるのであれば、薬がないということ自体がおかしいよね。

学務課長 そうですね。その辺が……

市川委員 それは、医師法の関係だから何とも言いようがないんですけど……

参事(子ども健康担当) 処方薬なので、あくまでも医師が患者さんを見て、この人にはこの薬が必要だという形で処方をされるものなので、誰が使うかわからない状態で置いておくことはできないということだと思います。

市川委員 だから、要するに持っている子どもたちのエピペンをを使う分には差し支えないわけでしょう、医者じゃなくても。

参事(子ども健康担当) なので、処方されたお子さんがいて、医師が処方したエピペンを、お子さんが学校に預けておいて、それを教職員がいざという場合には打つと。

市川委員 だから、できるわけだよね、そういうことは。やろうと思えば。

参事(子ども健康担当) それは、だからできると思います。

学務課長 そうですね。

市川委員 それが1つね。そこのところをきちんと押さえないと、調布のような事件が起こっちゃうんですね。校長さんが戻ってくるまで、あれ、30分ぐらいどうにもならなかったんでしょう。それが1つと。

学務課長 もう一つは、その子のお子さんの持っていたものである、あるいは持っていたものと同じものを学校に置くことができるのであれば、必ずどの先生も一回はそれを使って、もちろん本物を使うわけにはいかないんだろうけれども、実際に、あれがありますよね、何のキャップを外してとか何とかって、それを実際にやってみせるというか、それが一番重要なんじゃないかと思いますよね。緊急隊が119番で来るまでとか、校医さんが来るまで待っている時間がないはずなんですね。ぜひそこら辺は、もうちょっと力を入れて、

どういう方法で、別に液が入っていないくたって、これをこうしてこうやって
こういうふうにやればいいんだとマニュアルにも出ているくらいなので、そ
れを徹底してもらいたいなという気がするんですよ。確かにマニュアルをつ
くるとか、児童の名簿をつくるとか、そういうことはもちろん重要だし必要
なんでしょうけれども、それ以前に、どの先生でもそういう子がいたら、例
えば隣の担任の先生でもその場にいた先生ができるというような状態をつ
けておかないと、なかなか難しいんだろうと思いますね。急にやってみると
言われても、マニュアルがあったってできるもんじゃないと思うんですよ。
ぜひその辺をきちんとというか、確実に何か方法を考えて、単なる文書だ
とか報告書の書き方じゃなくて、エピペンってこうやってやるんだよとい
うのをぜひやってほしいなというふうに思います。

学 務 課 長 ことしの2月に、実はそのエピペンの研修もさせていただいています。今
後は、未受講者に関しては適宜行っていくといった状況でございますので、
よろしくお願いいたします。

市 川 委 員 ぜひ実用的に物を考えていただきたいなというふうに思います。

近 藤 委 員 長 田中参事に質問ですが、先ほど、それぞれ患者さんに処方してというふう
におっしゃった意味合いは、病人として医薬品を処方するという意味で、エ
ピペンの中身、成分が個々によって違うということではないんですね。

参事(子ども健康担当) ではないです。エピペンという製品としてはもう一律といいますか……

近 藤 委 員 長 一律のものです。わかりました。

そのほかいかがでしょうか、ご質問。よろしいですか。

(な し)

近 藤 委 員 長 では、先へ進みます。

次に、指導課長より報告を願います。

指 導 課 長 まず、1点目のふれあい月間報告についてご報告を申し上げます。

お手元の資料、「「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成25年度第1
回)取組状況調査結果」をご覧ください。

この調査は、6月・11月・2月を「ふれあい(いじめ防止強化)月間」と
位置づけ、人権教育や心の教育等を推進する取り組みを年間3回実施してい
るものであります。今回ご報告するのは、その第1回目の調査結果でござい
ます。この期間中、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動及び教員の指導
の状況について、現状や取り組みの効果等を把握するとともに、早期発見、
早期対応、未然防止、課題の改善等につながる取り組みを行うことを目的と
しています。

本調査は、東京都の取り組みではございますが、千代田区独自に「教員に
よる児童・生徒への不適切な指導」いわゆる体罰調査を加えて実施しまし
た。また、より調査の趣旨を生かすために、「学校生活アンケート(例)」
「保護者向け通知(例)」などを各学校に送付しました。調査を通して、教
員への指導を徹底するよう、学校長に依頼をしたところでございます。

それでは、お手元の資料の説明をさせていただきます。

まず1番、不登校等の調査結果でございます。1学期の始業式から6月30日までの間に13日以上欠席している児童・生徒については、平成24年度の第1回目と、昨年度と比較しまして、不登校の児童・生徒が21名から15名へと減少したものの、病気での欠席が2名から9名へと増加してございます。不登校の児童・生徒の主たる理由としては、不安などの情緒的混乱が4名、複合が7名となっております。一概に1つの理由だけで不登校になるということとはなかなかないということです。

次に、2番です。暴力行為の件数です。6月1日から6月30日までの間に発生した暴力行為件数は、平成24年度の第1回目の2件から、今年度は4件と、2件ほど増加しております。今回の内訳といたしましては、児童・生徒間の暴力が3名、対教師暴力が1件となっております。

1枚おめくりください。1枚目の裏面の3番です。次は、いじめについてでございます。

こちらのほうは、6月1日から6月30日までの1カ月間の間に、学校が把握したいじめの端緒別件数と解決の状況についてでございます。小学校10件、中学校2件の計12件ございました。質問項目に、「アンケート調査等への記載」が追加され、小中で5件の回答がございました。また、端緒別合計件数が、中学校が8件から2件へ減少したのに対し、小学校が2件から10件へと、昨年度と比較しまして増加しているのがちょっと気になる点でございます。

次に、いじめの解決に有効であった学校の対応としては、先生が、学校の職員が、校長先生初め学級担任等が、加害児童の生徒や傍観している児童・生徒を指導したというものが多く挙げられてございます。そのほか、保護者と話し合いをするなどして解決を図っております。

次のページをご覧ください。5番です。次に、解決までに至らなかった理由、要因等についてでございます。

この調査時点が、いじめを認知した直後であったためが5件と、多く挙げられております。アンケート調査を行うことによって、いじめということ認知したんですけれども、それが6月の終わりのほうであったりとかして、いじめを認知した時点直後であったというものが多く挙げられております。

次に、今年度から新たな調査項目でありますいじめの疑いについて、6番の項目でございます。

いじめの疑いがあると思われたが、確認した結果、いじめではないとわかった事例の端緒別件数につきましては、小学校が6件、中学校が5件の計11件でございました。そのうち、アンケート調査への記載が、小学校4件、中学校5件の計9件でございました。このことから、口頭で子どもから訴えを聞くよりも、やはりアンケート等で、書くことで伝えることが効果的であるということが言えると思います。

また、7番にありますように、いじめの疑いがあり確認中の事例は、小学校6件、中学校5件でございました。確認中の案件につきましては、今後も

指導経過等を把握してまいりたいと思います。

1枚おめくりいただいて、最後のページをご覧ください。8番、「ふれあひ月間」中において実施した学校の取組についてでございます。

こちら、「学級・学年の取組」と「学校全体の取組」に分けて集計しているものでございます。詳細につきましては、説明は割愛させていただきますけれども、こちらご覧いただきますように、数字が全体的に網羅されております。ということは、各学校がさまざまな取り組みをしているということ、学年・学級がさまざまな取り組みをしているということがおわかりかと思えます。

続きまして、一番下、ちょっと見にくいのですが、9番のアンケート調査による体罰の実態把握、こちら千代田区独自の質問項目ですが、これにつきましては、小中学校とも体罰はなかったというふうにご回答いただいているところでございますが、引き続き各学校に注意喚起を実施し、体罰、いじめ等の根絶を目指してまいりたいと思います。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

何かお気づきのことがあったら、もう一つ説明いただいて、この調査の結果も含めた形の質問でもよろしいですね。

では、2番目の説明をお願いします。

指導課長

続きまして、いじめ防止対策推進法施行に伴う対応についてご説明を申し上げます。

A4横版、ステープラー2カ所どめの資料をご覧ください。

こちらの資料のつくりにつきましては、1ページ目に概要ということで述べさせていただいております。1枚おめくりいただきますと、2ページ以降が条文の趣旨、それと条文、それと右から2番目、東京都の現在の取組、今後の対応等。一番右側の欄が、千代田区の現在の取組、今後の対応等について整理をしているつくりになっております。

1ページ目のA4横版のものをご覧ください。

このいじめ防止対策推進法は、平成25年6月28日に公布され、施行が9月28日でございます。6章構成になっております。それを概要版としてわかりやすく説明したものが、こちらの第1章から6章になっているものでございます。

まず、第1章の総則、こちらの目的につきましては、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していくものだ。2番目の定義につきましては、いじめの定義、文部科学省が定義しているものと同じであります。括弧書きの「インターネットを通じて行われるものを含む」というのは新たに追記されております。3番目の基本理念につきましては、いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止を、国・地方公共団体・学校の

設置者・学校及び学校の教職員・保護者の責務等を規定しているものでございます。

2ページと3ページに記載がございますが、特に東京都、区の対応はございませんので、後ほどご覧いただければよろしいかと思います。

続きまして、第2章です。「いじめ防止基本方針等」でございます。

まず1点目に、国、地方公共団体及び学校は「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」を策定するとなっております。

4ページをご覧ください。ちょっと見づらいのですが、2枚目の裏面です。

第十二条のところに、「地方いじめ防止基本方針」というものがございます。一番右の欄をご覧ください。本区においても、国等の「いじめ防止基本方針」を踏まえ、関係局と連携して、「区いじめ防止基本方針」を作成する予定でございます。こちらは、努力義務ということで、つくらなければならないというものではありませんが、やはりこれがないと、各学校が、基本となるものがなくなりますので、区としてもしっかりつくってまいりたいと思っております。

次の第十三条が、「学校いじめ防止基本方針」でございます。一番右の欄をご覧ください。東京都教育委員会と連携し、また区市町村教育委員会と連携をしながら、「学校いじめ防止基本方針」の策定を支援するものでございます。失礼いたしました。区市教育委員会という言葉は訂正いたします。ありません。こちら、学校は作成義務でございます。法律で義務づけられておりますので、区教育委員会といたしましては、学校がしっかり作成していくのを指導・助言していくというものでございます。

続きまして、第2章の2点目が、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置するという条文で、先ほどの4ページの第十四条に規定されているものでございます。ただし、この条文は、「協議会を置くことができる」という、できる規定でございます。そこで、本区においては、区要保護児童対策地域協議会、年4回行われているんですけれども、こちらの協議会のメンバーとはほぼ同じようなメンバーでございますので、いじめに関する情報交換はこれまでもしてきているところでございます。なので、当面の間はこちらでいじめに関する情報交換ができればということで、新たに連絡協議会を設置するという考えは今のところは持っておりません。

もう一度、1枚目にお戻りください。

続きまして、第3章、「基本的施策」でございます。

1番、学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策、具体的ないじめ防止等の取り組みについてしっかり取り組みなさいというようなことです。また、2点目に、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策ということで、地方公共団体の役割が載っております。こちらは、4ページから6ページに載っております。

恐れ入ります、もう一度4ページ、5ページをお開きいただけますでしょ

うか。

第十五条以下、いじめの防止策ということで、るる条文が載っているわけですが、右側の欄をご覧ください。第十五条の欄には、6個ほどの取り組みを載せておりますが、特に千代田区において独自にやっているというものに関しましては、フレンドシップサポートだとか、あるいは心の教育コーディネーターの派遣、それと一番下段のいじめ防止クリアファイル等の活用がございます。

また、早期発見のための第十六条関係におきましても、いじめに関する報告書提出ということで、毎月、生活指導主任会でご報告をいただいております。また、区いじめ相談ホットライン、24時間365日間に拡充したものを載せております。さらに、一番下に、いじめ相談レターの配布等々が載せております。第十七条以降、区の取り組みということで載せております。

なお、第十九条の欄がございます黒い丸の「啓発リーフレット作成・配布」ということで、白丸は既に行っているもの、黒丸につきましては、今後行っていくものというふうにご理解いただけるとありがたいです。

もう一度、恐れ入ります、1ページ目にお戻りいただきまして、「いじめ防止等に関する措置」についてご説明を申し上げます。ここでは大きく3点ございます。

まず1点目ですが、学校は専門家等による組織を設置すると規定しております。2点目は、いじめの事実確認、あるいはいじめを受けた児童及びその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導、またはその保護者に対する助言、また、いじめが犯罪行為として認められたときは、所轄の警察署との連携をすること。3点目は、いじめをした児童・生徒に対しての懲戒、出席停止制度等の適切な運用をすることというような規定が載っております。後ほどご覧ください。

第5章は、「重大事態への対処」ということで、全部で4点ほどございます。これは8ページから10ページに記載がございます。重大事態に対処し、発生の防止、あるいは未然に防止するために、学校はしっかり発生したときに組織を設けて、適切な方法によって事実関係を明らかに調査していくことが規定されております。2点目は、その際に、いじめを受けた児童等及びその保護者に対してしっかり必要な情報を提供していくということが規定されています。3点目は、学校は重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会を通じて地方公共団体の長へ、区長に報告をするということが規定されております。4点目は、この報告を受けた区長は、必要があると認めるときには、調査の結果について改めて調査をすることも必要であると書いております。

第6章は、10ページに記載がございますが、学校評価も十分に活用して対応していくようにということで規定されております。

いずれにいたしましても、既にいじめ対策につきましては、区独自、あるいはこれまでも一般的に行われている対策を行っているところではござい

	すけれども、このいじめ防止対策推進法に基づきまして、新たに基本理念等を策定しながら、また一層の対策の充実を図ってまいりたいというふうに思っておりますので、ぜひこちらのほうにも、委員の皆様からご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。
	以上です。
近 藤 委 員 長	ありがとうございました。
	ふれあい月間の報告とただいまの報告ございましたけれども、何かご質問はございますか。
	どうぞ。
中 川 委 員	まず、不登校のほうですけども、1 番ですけども、長期欠席している児童の中で、不登校というのを取り出してあって、15の内訳がこういうふうに入っていますね。全欠席というのが、小学校が 1、中学校が 3、30 日以上というのは、小学校が 2、中学校が 4、それから 13 日から 29 日というのが、小学校が 1、中学校 4 ということで、正直、随分多いなと思って驚いたんですけども、この子たちに対して、学校もそうですし、教育委員会の担当の方たちはどのようなケアをしていらっしゃるのでしょうか。
指 導 課 長	当然、学級担任がまず子どもへの連絡帳を通じての連絡だとか家庭訪問、あるいは電話等で状況を把握しているところでございます。ただ、なかなか学級担任が連絡をしたからといって、すぐには登校していただけない場合もございます。ですので、やはりきちんと保護者との面談等を行ってございます。また、学校にはスクールカウンセラーという者に来ていただいておりますので、例えば心理的に、精神的に悩み、不安があるような場合には、そういう相談機関もありますというようなご紹介をして、学校以外の場所で相談ができるようにしております。
	また、管理職から連絡をしたりだとかする際に、どうしても学校に来られないというような状況におきましては、教育研究所にあります白鳥教室、適応指導教室というものをご紹介させていただいて、まずはそちらから、学校ではないのですけれども、登校するようにしていく。段階を追って、保健室登校、あるいは教室に、丸々 1 日ではなくて、短時間でも 1 時間でも 2 時間でもというふうに、段階的にその子の感じている不安、悩みだとかを解消しながら、じっくり対応しているところでございます。
中 川 委 員	もう一つよろしいですか。小学校は、学年としてはどの学年が多いのでしょうか。
指 導 課 長	小学校は 4 名ですけども、特にこの学年が多いということではなくて、4 名それぞれ、ばらばらな学年になっています。
中 川 委 員	中学校の場合は、例えば学校によって、どこかが突出しているとか、何かそういう傾向みたいなものはありますか。
指 導 課 長	特にはございません。2 校しかございませんので、どちらが多いということではなく、どちらの学校にも、学年のばらつきはありますけれども、あります。

中 川 委 員	中学校というのは、中等教育学校の中等部に当たるところは入っていないんですか。
指 導 課 長	調査そのものには、対象にはなってございます。
中 川 委 員	ということは、3校でということですね。
指 導 課 長	そうです。
中 川 委 員	これも学年はばらばら、1、2、3で。
指 導 課 長	中学校1年生から中学校3年生まで、それぞれございます。
近藤委員長	よろしいですか。
中 川 委 員	本当はもう少しいろいろ詳しく知りたいなとは思いますが。
指 導 課 長	歯切れの悪い話し方をしているというのは、中学校なんかはやはり2校しかございませんので、学年等が明らかになってしまうことによる影響も少し考えておりますので、そのような表現でお話をさせていただきました。ご理解いただければと思います。
中 川 委 員	はい。
近藤委員長	そのほかはいかがでしょうか。
	どうぞ。
古 川 委 員	続いて不登校の件ですけれども、学校にいただいた取り組みの中で、不登校については、生徒の理解を深める校内研修を実施したと、さらっとした感じで書いてあったんですが、その校内研修をしてくださった小学校が2校ありました。その研修はどういった形で行われ、どういった内容のものなのでしょう。か。「不登校の予防等」というところのことです。例えば管理職の学校長、校長先生方からお話を受けていたのかとか、あとスクールカウンセラーの先生方をお願いしているのかとか、どういった形だったのか。不登校児童・生徒の理解を深めるってとても大変なことだと思うんですが。
指 導 課 長	わかりました。まず、児童・生徒の理解というのが、この子がどういう状況にあるのか、あるいはどういうことで不安、悩みを持っているのかということ、学級担任から、学校全体で共通認識をするということが1つございます。その後、では、どのような理解をすべきなのかというのは、専門家からアドバイスをいただいたほうがいいというふうに考えますので、通常は、校内のスクールカウンセラー、あるいは発達支援アドバイザーだとか臨床心理士の資格を持っている方、あるいはより専門的な方に講師として来ていただいて、私たち教員の理解が正しいかどうかのアドバイスを受けて、あるいは講演という形で、子どもの内面の見方、把握の仕方等についてお話をさせていただきます。それで、実際に不登校になったお子さんへの対応ということの具体的な方策なんかも、校内で先生方で協議をしていくという意味合いでの校内研修ということもございます。
古 川 委 員	この場合、小学校で2校ということなんですが、不登校のお子さんが小学校は2校ということではないですね。
指 導 課 長	そういう取り組みをしたのが2校という形です。
古 川 委 員	ということですね。

近藤委員長	よろしいですか。
古川委員	はい。
指導課長	追加で、補足ですけれども、あくまでこちら不登校の予防等ということで、不登校児童・生徒がいらっしゃる学校につきましては、当然校内でちゃんと協議をして対策はしていますので、その辺のところはご理解いただければと思います。
古川委員	はい、わかりました。
近藤委員長	先へ進んでもよろしいですか。
	(了 承)
近藤委員長	では、先へ進みます。
	同じく指導課長、お願いいたします。
指導課長	続きまして、3点目、平成25年度、千代田区立中学校・中等教育学校生徒海外交流教育につきましてご説明を申し上げます。
	お手元の資料、A4、1枚のものをご覧ください。
	こちらの事業につきましては、平成23年3月の東日本大震災の影響により、平成22年度の受け入れが延期されていて、しばらく延期していたんですけども、ようやく今年度実施の方向で決まったということをご報告するものでございます。
	こちらの目的は、もう既に委員の皆様ご存じだと思いますけれども、区立の中学校・中等教育学校の2年生を対象に、海外の中学校の生徒との交流を行って、海外での生活経験や交流活動として国際的視野を広め、国際性豊かな人間の育成と友好親善を図るとともに、諸活動の進展に資するものというふうに位置づけております。
	3番をご覧ください。受入・派遣先です。受け入れは、区内の中学校・中等教育学校及びその家庭でございます。派遣先ですが、イギリスのロンドン・ウエストミンスターにありますウエストミンスター・シティ・スクール、男子校になります。グレイ・コート・ホスピタル、こちらは女子校になります。
	4番の期間・日程。受入期間ですが、受け入れが平成25年10月27日日曜日から11月5日火曜日までの約10日間でございます。派遣は、平成26年1月13日月曜日から1月22日までの10日間でございます。
	5番目、内容といたしましては3つございます。両国における学校生活の体験。例えば、学校で授業を受けるというのを3日間ほどやっております。2点目が、両国における家庭生活の体験。ホームステイという形をとりますので、それぞれの国の家庭生活を体験するものでございます。3点目が、両国の文化・伝統にかかわる課題学習ということで、校外学習を計画してございます。こちらに来ていただいた際には、都内の見学ということで、浅草に出向いたり、スカイツリーに登ったり、国会議事堂を見学したりとかしてございます。また、ちょっと遠出ということで、鎌倉にも行く予定でございます。

裏面をご覧ください。

募集対象は、先ほど申し上げましたように、中学校・中等教育学校の2年生になってございます。

7番の派遣生徒数につきましては10名です。内訳が、男子4名、女子6名となっております。これは、日本から派遣する男女の数は、ウエストミンスターから来る学生さんたちの男女比に合わせております。ですので、向こうからも、男の子が4名、女の子が6名来ます。

8番目の今後の予定でございますが、派遣先、派遣生徒の決定は、平成25年9月20日金曜日となっております。これまでに第一次選考、書類選考を行い、二次選考、面接、9月14日を予定していますが、面接を行い、最終的に9月20日に決定するというものでございます。

2点目、ウエストミンスターの歓迎レセプションを10月29日火曜日に行います。また、ウエストミンスターの派遣結団式を、翌26年1月9日木曜日に行います。どちらも、教育委員の皆様にはご出席いただければというふうに思っておりますので、ご案内を別途申し上げますので、お時間ある委員の皆様はご出席をいただければと思います。

そして、最後に4点目、帰国報告会が平成26年1月24日金曜日に行われます。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問はいかがでしょうか。

指導課長

今までと基本的に同じ形ですね。

行程等につきましては同じですが、受け入れと派遣の時期が、やはりなかなか連絡がとれなかったということで、例年とは違った派遣、時期にはなっております。

近藤委員長

ありがとうございます。

では、先へ進みます。

指導課長

続きまして、4点目の平成25年度音楽鑑賞教室実施についてご説明申し上げます。

こちらもA4の資料1枚ございますので、ご覧ください。

これも例年どおり、例年行っております音楽鑑賞教室でございまして、目的等については、もう既にご承知かと思えます。

期日は、平成25年9月5日の木曜日、13時30分演奏開始、終了が14時40分の予定でございます。

会場は、例年どおり東京芸術劇場のコンサートホール。演奏していただくのは、東京都交響楽団でございます。指揮者、独唱者、お話は、記載のとおりでございます。曲目は、アンコールも含め6曲を予定しております。

対象は、区立小学校の6年生と区立中学校・中等教育学校の1年生でございます。こちらも、委員の皆様には、ご出席いただける方はぜひご出席いただければと思いますので、よろしくお願いします。

近藤委員長

報告は以上です。
ありがとうございます。
ご質問ございますか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進みます。
次の報告をお願いします。

指導課長

はい。5点目です。今後の千代田区の中等教育の在り方に関する検討会についてのご報告でございます。

ステープラーどめの資料、A4、2枚がありますので、こちらをご覧ください。

まず、資料は、検討委員会の設置要綱が載っておりますが、実は昨年の区議会の中でも、千代田区の中等教育将来像が定められてから10年が経過している。また、中等教育学校ができてからもう8年がたっているということで、ぜひ、これまでの成果の検証をしっかりと、さらに今後のあり方についてもきちんと議論をしてはいかかかというようなご質疑等をいただいております。私どものほう及び区長のほうも検討を始めてまいりますというようなことを答弁させていただいているところで、今年度この検討委員会を設置し、議論を始めたところでございます。その第1回目が8月23日金曜日、先週の金曜日に行われたので、ご報告をいたすところでございます。

この要綱の第2条をご覧ください。所掌事項といたしましては、平成14年に示されました「千代田の中等教育将来像」、ここでは区立の中等教育学校を設置する、在来2校の特色をしっかりと打ち出していく、そして学校選択制についても導入を検討していくというような内容でございました。これらのことが、10年たって充実しているかどうかということを検証してまいります。

2点目は、昨今の児童生徒数の増減に伴い、さまざまな課題が出てきてございます。学校の校長先生方も、やはりこちらの児童・生徒数の増減に関する問題意識が非常に高うございます。ですので、今現在で、もう既に課題が見えているものについては、すぐ検討して解決に向かっていきたいと思います。ということで、大きくこの2本の柱を所掌事項としているところでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。その裏面に、こちらの検討会のメンバーを別表1で示させていただいております。個人名は、ここでは記載はしてございませんけれども、学識経験者1名、それと公立学校関係者ということで、九段中等、中学校の校長先生2名を合わせて3名、それと小学校長会の代表2名出させていただいております。教育委員会事務局からは、子ども・教育部長、子ども総務課長、学務課長、指導課長が出ております。また、教育研究所におきましては、教育研究所の所長、主任教育研究専門員、教育研究専門員ということで、2名の退職された校長先生と所長が出ております。

2枚目をご覧ください。

8月23日に行われた第1回は、まず第1回目ということもございまして、

皆さんとの顔合わせ、それと今後どのようなことを検討していくのかということの共通認識を図り、その上で、自由にフリートーキングでご意見を交わさせていただきました。

4番の議題にありますように、先ほど来ご説明申し上げておりますが、検討する内容、九段中等教育学校の成果と課題、2校の在来型中学校の特色を出していた教育に関する成果と課題、それと学校選択制についての成果と課題、そして、最後に進学生徒数の今後の見通しを見ながら課題を洗い出していきたいと思いますというように、共通認識を図りました。

その後、共通認識をした後、各委員からざっくばらんにご意見をいただきまして、その主なご意見をここではご紹介させていただきたいと思います。

まず1点目ですが、やはり各委員からは、千代田区の教育レベルを維持していくことが大切であると。千代田区は、先ほどの委員のご指摘にもありましたように、先進的な取り組みをしている区なんだと。なので、学力の維持もしっかり、あるいは教員の授業の質も、教育レベルを維持していくことが大切であるということが示され、意見として出されております。当然、教育委員会からある程度の方向性を示していくということも重要であるというようにご意見を踏まえ、また学力の維持ということも、単なる制度だけではなくて、教育内容もしっかり議論していくべきだという意見がございました。

次に、学校としては、今後の生徒数が気になる場所であるということ、資料もおつけしましたところ、やはりこちらの課題意識がありまして、今後どのような課題を抽出していくのかというのは、議論を進めてまいるところでございます。

それと、区域外就学についても、堅持する必要があるが、やはり児童・生徒数が減ってきてしまうと、単学級になってしまうこともあるのではないのかということも意見が出されまして、このことについてもしっかり話し合っていきたいというようにご意見がございました。

それと、小学校から中学校に進学する際に、57%という進学率という数字は出ているのですが、やはりまだまだ公立中学校あるいは中等教育学校に進学する子どもたちを増やす必要があるだろうということを踏まえて、小中連携の必要もあるのではないのかというようにご意見として出されてございます。

この会は、ざっくばらんに委員の皆様からご意見をいただいたところですが、やはり今後のあり方を検討していく意味では大きな方向性が見えてきたのかなというふうに思っております。第2回目以降、具体的な、教育委員会から、提案をしていただきながら、委員の皆様にご意見をいただくという形をとってまいりたいと思っております。2回目のご報告もこの会ではさせていただきたいと思っております。

最後ですが、この会、今現在、もうお気づきかと思いますが、外部の方が特には入ってございません。今年度は、学識経験者と公立学校関係者と教育委員会事務局と教育研究所という、いわゆる内部の委員構成をさせて

	いただいております。そこでしっかり課題を抽出し、こういう提案をしていきたいんだというものをまとめていきたいと思っております。そして、来年度、外部委員も交えて、最終的な提案をできればと思っております。 報告は以上です。
近藤委員長	ご質問はございますか。 そこでは、神田一橋に設置されている通信教育課程、あれの存続といいましょうか、継続云々というようなことでは議論をするつもりはないですか。
指導課長	今回は、通信教育課程については、議論するという考えを、委員の皆様には示してございませんが、今後の神田一橋中学校だけを議論するわけではないんですけれども、やはり在来中学校の充実ということを議論していく中では出てくる可能性はあるというふうに認識しております。
近藤委員長	中等教育のあり方ということですのでいくのであれば、当然議題に上がるべき問題の1つだろうと思うんです。通信教育そのものというのは、まさに戦後の混乱期、制度改革、あの時期にやむを得ず中学校へ進学できなかった方々が対象ですよ。ということは、現在八十五、六歳の方々が該当者が極めて少ない状況ですよ。やっぱりそのあたりを見きわめて、整理すべきはする方向で動くべきなのではないかなというふうに私は理解をしているんですね。そのことについてのコメントは特に結構ですけども、機会を見つけて、できるだけ早く対応すべき問題だと、結論を出すべき問題だというふうに思っております。 そのほかはいかがでしょうか。 (な し)
近藤委員長	じゃあ、なければ先へ進みます。

◎日程第3 その他

子ども総務課

(1) 都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会 中間まとめ

近藤委員長	その他報告事項に入ります。 それでは、各課長より報告を願います。
子ども総務課長	はい。第3番、その他ということで、都立の小中高一貫教育校基本構想検討委員会、こちらの中間のまとめというのが出ておりますので、情報提供ということですが、本日資料をご提供させていただきました。 東京都の教育委員会で、今年の4月に都立の小中高一貫教育校基本構想検討委員会というのが設置されまして、当区の山崎教育長も委員として入っております。 こちらから中間のまとめということで、まとめが出ておりますので、こちら資料として本日提供させていただきました。このまとめにつきまして、今現在、意見募集ということで、東京都の教育委員会で意見募集を行っております。

近藤委員長	情報提供としては以上ということになります。 ありがとうございます。 今後、目を通して、ご質問、そのほかあれば、課長でもいいし、都教委への意見として提出するということでもいいわけですね。
子ども総務課長	そうですね。
近藤委員長	はい。 よろしいですか。 （な し）
近藤委員長	では、先へ進みます。 教育委員の方々から何かございましたらお願いします。 （な し）
近藤委員長	それでは、特にないようですので、以上をもって本日の定例会を閉会いたします。ありがとうございました。